○総務省令第二号
財務省令第二号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の施行に伴い、及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省・財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類） **第十八条**　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項及び第三条の四の三第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項及び第九条の九の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類） **第十八条**　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項及び第三条の四の三第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項及び第九条の九の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
［略］	［略］
第三条の四第二項第二号	第三条の四第二項第二号
［略］	［同上］
前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象	前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象
［略］	［同上］
外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人